

広島市立大学副学部長等選考規程

平成22年7月14日

規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学国際学部副学部長、広島市立大学芸術学部副学部長、広島市立大学大学院情報科学研究科副研究科長及び広島平和研究所副所長（以下「副学部長等」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考及び任命の方法)

第2条 副学部長等は、広島市立大学国際学部長、広島市立大学芸術学部長、広島市立大学大学院情報科学研究科長又は広島平和研究所長（以下「学部長等」という。）の推薦を経て、理事長が任命する。

2 副学部長等を2名にしようとするときは、その理由を付して推薦するものとする。

3 副学部長等の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

(1) 副学部長等の任期が満了するとき。

(2) 副学部長等が辞職を申し出たとき。

(3) 副学部長等が欠けたとき。

(4) 副学部長等を1名から2名にしようとするとき。

4 前2項の規定にかかわらず、学部長等の任期が満了する場合にあっては、新たに学部長等として選考された者が副学部長等の選考を行うものとする。

(任期)

第3条 副学部長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副学部長等の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副学部長等の任期は、学部長等の任期の終期を超えないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年7月14日から施行する。

(選考及び任期の特例)

- 2 施行日の前日に副学部長等として在職し、施行日以後も引き続き当該副学部長等として在職する者の選考及び任期については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。